

## 障害者共同生活援助事業重要事項説明書

### 当事業所は

○障害者共同生活援助事業における指定を受けています。  
(指定 第3221400058号)

当事業所はご契約者に対して地域生活援助事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 利用料金	2～3
6. サービスの利用に関する留意事項	3～4
7. 苦情の受付について	4～5
8. 虐待の防止について・緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き	5～6
9. 非常災害対策	6

## 1. 事業者

- a) 法人名 社会福祉法人 あおぞら福社会
- b) 法人所在地 島根県雲南市大東町下阿用 6 9 1 - 2
- c) 電話番号 0 8 5 4 - 4 3 - 3 1 2 9
- d) 代表者氏名 理事長 森山 幸朗
- e) 設立年月 1 9 9 0 年 4 月 1 日

## 2. 事業所の概要

- a) 事業所の種類  
【障害者共同生活援助事業】
- b) 事業の目的 自立生活を目指している障害者の方に住宅を提供し、必要な援助を行う。  
う。
- c) 事業所の名称 「風車の舎」
- d) 事業所の所在地 島根県雲南市大東町大東1319-14
- e) 電話番号 0 8 5 4 - 4 3 - 5 1 5 7
- f) 管理者 氏名 大島 由嗣
- g) 当事業所の運営方針 住み慣れた地域で安心して自立生活を送っていただく。
- h) 開設年月 平成 1 5 年 4 月 1 日

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- a) 通常の事業の実施地域 雲南圏域
- b) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 9時～17時
サービス提供時間帯	年中無休

## 4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して自立援助等を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

- 管理者 1名
- サービス提供責任者 1名
- 世話人 若干名

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

- a) 当事業所が提供するサービスについて、

### 〈サービスの概要〉

- ① 家事に関すること。

ア 調理 …ご契約者の食事の用意を行います。(原則として平日の夕食を提供致します。)

- イ 生活必需品の買い物 …ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物の援助を行います。(預金・貯金の引き出しや預け入れは原則として行いません。)
- ウ 衣類の洗濯、補修 …ご契約者の衣類等の洗濯の援助を行います。
- エ 住居等の掃除、整理整頓 …ご契約者の居室等の掃除の援助を行います。
- オ その他必要な家事

② 身体の介護に関すること。

- ア 身体の清潔の保持等の助言
- イ 通院、交通や公共機関の利用等の助言
- ウ その他必要な助言

③ 相談及び助言に関すること。

生活、身上、介護に関する相談、助言

**<サービス利用料金>**

利用料金は次の通りです。

料金表

家賃 (居室利用の場合)	400円(日額)
食費	650円(日額)
※水道光熱費 (日中活動事業所を週5日利用の場合)	400円(日額)
日用品費	100円(日額)
利用者負担金	法の定める金額

\*家賃については特定障害者特別給付費の支給対象者にあつてはその支給額を減じた額とする。

※祝日等の事業所休みを除きます。週5日未満の利用の場合で施設にて過ごす場合は、1日あたり50円を追加して請求させていただきます。

食費については、行事活動にも使用させていただきます。食費・水道光熱費・日用品費については、年度末に実費を精算します。残額が生じた場合は、返金致します。

☆相談助言については、料金設定はありません。

**b) 利用料金のお支払い方法**

利用料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月10日までにお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

**c) 利用の中止、変更、追加**

○ご契約者の都合により、利用を中止又は変更ができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

**6. サービスの利用に関する留意事項**

**a) サービス提供を行う職員**

サービス提供にあたっては、職員および代替職員が交替してサービスを提供します。

#### b) サービス実施時の留意事項

##### ①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

##### ②サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### c) 職員の禁止行為

職員は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

#### d) 個人情報の取り扱いについて

職員は、業務上知り得たすべての情報について、在職中及び退職後においても守秘義務を守るものとします。但し、利用者のサービス利用の調整及び処遇の決定のため、他機関との調整に利用する場合があります。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
- ③ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ④その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為
- ⑤ご契約者への虐待行為および身体拘束行為

## 7. 苦情の受付について

#### a) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

##### ○苦情受付窓口（担当者）

あおぞら福祉会 グループホーム風車の舎  
管理者 大島由嗣

電話番号 0854-43-9500

##### ○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9:00～17:00

#### b) 第三者委員

##### ○苦情受付窓口（担当者）

朝日 照男（民生児童委員）

電話番号 0854-43-2772

勝部 洋一（法人監事）

電話番号 0854-43-4613

##### ○受付時間 毎週月曜日～金曜日

9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

c) 行政機関その他苦情受付機関

雲南市役所 大東健康福祉センター	所在地 電話番号 0854-43-6142・FAX 0854-43-6134 受付時間 午前9時～午後4時
雲南市保健所	所在地 雲南市木次町里方531-1 電話番号 0854-42-9641・FAX 0854-42-9654 受付時間 午前9時～午後4時
島根県高齢者・障害者 総合相談センター	所在地 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階 (石見分室) 浜田市野原町1826-1 いわみーる2階 電話番号・FAX 0852-32-5991 (FAX 0852-32-5992) (石見分室) 0855-24-9338 (FAX 0855-24-9339) 受付時間 午前9時～午後4時

## 8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	統括部長 森山史朗
-------------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対し虐待防止のための研修を実施しています。

⑤ 虐待防止委員会を設置し、虐待防止のための計画づくり、虐待防止のチェックとモニタリング、虐待発生後の検証と再発防止策の検討を行います。

## 9. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続き

身体拘束等の適正化に向けての取り組み

- ・当施設は、身体的拘束等の適正化の指針を整備します。
- ・サービス提供に当たり、ご利用者(入所者)または他のご利用者(入所者)の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- ・緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、その事由をご利用者(入所者)及び保証人に、【緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書】をもって説明し、同意を得ます。
- ・当施設は、緊急やむを得ず行う身体拘束について、実施状況の記録を整備し、その廃止に向けて対策を検討する委員会を開催するなど、身体的拘束等の適正化の取り組みを行います。
- ・身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修を定期的に行います。

## 10. 感染症予防及び感染症発生時の対応（衛生管理等を含む）

- ・当施設の用に供する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- ・当施設において感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、食中毒及び感染症の発生防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ・当施設は、感染症対策の指針を整備します。
- ・当施設は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。

## 11. 非常災害対策

当施設に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取組みを行います。

- ・防災の対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。
- ・防災設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、必要設備を設けます。
- ・防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業者およびご利用者（入所者）、地域住民の参加が得られるよう連携に努め、消火通報、避難訓練を年間計画で実施します。
- ・当施設は、大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるよう計画（BCP）を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

精神障害者地域生活援助事業のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

地域生活援助事業所 風車の舎

説明者職名 管理者 氏名 大島 由嗣 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、障害者共同生活援助事業のサービスの提供開始に同意しました。

令和 6年 月 日

利用者 氏名 印

この重要事項説明書は、精神障害者地域生活援助事業運営要綱に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。